

第84号議案

春日市いきいきプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市いきいきプラザの施設改修に伴い当該施設に係る供用施設について変更をするとともに、その他所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市いきいきプラザ設置条例の一部を改正する条例

春日市いきいきプラザ設置条例(平成5年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、安心して」を「並びに安心して」に改め、「並びに保健福祉ボランティアの育成及びその活動の推進」を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

使用料金表

供用施設	使用料(1時間当たり)
多目的ホール	770円
健康指導室	440円
多目的室1	330円
多目的室2	220円
多目的室3	330円
栄養指導室	660円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 施行日以後の春日市いきいきプラザの供用施設の使用については、施行日前においても、この条例による改正後の春日市いきいきプラザ設置条例の規定の例により使用の許可その他必要な行為を行い、及び使用料を徴収することができる。

(春日市いきいきプラザ設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 春日市いきいきプラザ設置条例の一部を改正する条例(平成31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。